

答 申 案 件 の 概 要

件名	知事が保有する政務活動費に関する文書についての不開示決定処分に対する異議申立て (情報公開・個人情報保護審査会答申第43号)						
経緯	開示請求年月日	平成28年3月10日	異議申立年月日	平成28年3月23日	担当課	開示決定等	総務学事課
	開示決定等年月日	平成28年3月18日	諮問年月日	平成28年4月25日		異議申立て	総務学事課
対象行政文書	青森県議会議長、知事に通知された又は知事から通知する「政務活動費」に関する平成26年度の行政文書(残余の返還命令書を含む。)						
本件処分の内容	不開示決定(不存在) (不開示理由) 該当する文書を保有していないため。						
異議申立ての趣旨	本件開示請求に係る文書の開示を求める。						
審査会の結論	青森県知事(以下「実施機関」という。)が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。						
審査会の判断要旨	<p>○ 本件対象文書に係る事務処理について</p> <p>(1) 本件開示請求に係る開示請求書の記載を踏まえると、本件対象文書は、平成26年度の政務活動費の交付決定及び返還命令に係る文書であると解される。</p> <p>(2) これらの文書は、政務活動費の支出事務に係るものであり、青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則(昭和39年4月青森県規則第27号)第2条第1号に規定する「配当予算に基づく支出負担行為」及び同条第3号に規定する「収入通知及び支出命令」に該当する事務として、その権限が「知事」から議会事務局長に委任されている。当該権限の委任については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により認められているものである。事務を委任した「知事」は、自らこれを処理する権限を失い、事務の委任を受けた議会事務局長は、自らの名において権限を行使し事務を処理することとなることから、政務活動費の交付決定及び返還命令に係る文書は、議会事務局が作成・取得することとなる。</p> <p>(3) 当審査会が実施機関に対して、本件対象文書に係る実際の事務処理について説明を求めたところ、実際の事務処理についても、議会事務局において行われ、<u>実施機関は当該事務処理には関係していないことが認められた。</u></p>						
<p>-----</p> <p><結論> 以上のとおり、実施機関は、本件対象文書を保有していないと認められるので、実施機関が対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。</p>							